

個人	同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで	当該認定地方公団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以下この表において「認定復興推進計画」)において「認定復興推進計画」に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	産業集積事業(同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。又は建築物整備事業にあっては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備)	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(建築物整備事業にあっては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備)
二 東日本大震災復興特別区 域法(平成二十三年法律第号)第三十七条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた個人 けた個人	同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで	当該認定地方公団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号口に規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業(同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。)	賃貸住宅
は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかる限り額に満たない場合には、当該減価償却資産を事業の用に供した年の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産の償却費として必要経費に算入する金額	2 前項の規定により当該減価償却資産の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却額に満たない場合には、当該減価償却資産を事業の用に供した年の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却	は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかる限り額に満たない場合には、当該減価償却資産を事業の用に供した年の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却	は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかる限り額に満たない場合には、当該減価償却資産を事業の用に供した年の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却	は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかる限り額に満たない場合には、当該減価償却資産を事業の用に供した年の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却

第一項の表の各号の第一欄に掲げる期間内に、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第六欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五(建物及びその附帯設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額(次項において「事業所得等に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得等に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年ににおいてその事業の用に供した減価償却資産につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてなお控除しきれない金額既に前項の規定によりその年の前年以前二年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額の合計額をいう。

6 第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に規定する産業集積事業（以下この項において「産業集積事業」という。）の用に供する同号の第五欄に掲げる減価償却資産（機械及び装置に限る。以下この項及び次項において「産業集積事業用機械装置」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業集積事業用機械装置を製作して、これを当該区域内において当該個人の産業集積事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該産業集積事業用機械装置の取得価額から当該産業集積事業用機械装置について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7 個人の有する産業集積事業用機械装置で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第六項」とする。

8 第一項及び第六項の規定は、第一項の表の各号の第一欄に掲げる個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得した当該各号の第五欄に

掲げる減価償却資産については、適用しない。

9 第一項、第二項、第六項及び第七項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

11 第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

12 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前三項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がない確定申告書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

13 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び東日本大震災の被災者等をいう。以下この項及び次項において同じ。」を支給する場合には、当該適用年の年分の与等(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等)を支給する場合に、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めることにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上記載をした書類及び前三項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項から第四項まで、第六項又は第七項の規定を適用することができない。同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び東日本大震災の被災者等をいう。以下この項及び次項において同じ。」と、「当該各号に定める金額」とあるのは、当該各号に定める金額(震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とあるのは「若しくは第十条の五第四項」と、「又は第十条の二第四項号」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、「又は第十条の二第四項各号」と、「に限り」とあるのは「又は震災特例法第十条の二第五項」とあるのは「若しくは第十条の五第四項又は震災特例法第十条の二第四項各号」とあるのは「若しくは第十条の二第四項各号」と、「に限り」とあるのは「又は震災特例法第十条の二第五項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り」とする。

二十に相当する金額を限度とする。

例に関する法律第十条の二第三項及び第四項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除)とする。

八条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた個人が、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内の日の属する各年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。)の適用期間内において、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第一項第四号イに規定する復興産業集積区域内に所在する同法第二条第二項第二号イに掲げる事業を行う事業所に勤務する被災雇用者等(東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域に居住していた者として政令で定める者をいう。次項において同じ。)に対して給与等(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めることにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの(当該給与等の額の当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合、前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その提出、記載若しくは添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び東日本大震災の被災者等をいう。以下この項及び次項において同じ。」を支給する場合には、当該適用年の年分の

(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等)を支給する場合に、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めることにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの(当該給与等の額の当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の

て政令で定めるもの(以下この条において「開発研究用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該復興産業集積区域内において当該個人の開発研究の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。)には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産について同項の規定により計算した償却費用(以下この項において「普通償却額」という。)と特別償却限度額(当該開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該開発研究用資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、租税特別措置法第十一條第八項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び同法第十九條の二の規定を適用する。

第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究用資産の償却費の額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付が

壞したを「に起因して当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなつたに改め、「（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この項及び次条において同じ。）」を削り、「同法を「所得税法に改め、「（次項において「合計償却限度額」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額の計算上、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百五十(当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百七十)に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一條の二 個人が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、賃貸住宅のうち特定激甚災害地域(東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第一条第一項に規定する激甚災害を受けた地域として政令で定める地域をいう。以下この項において同じ。)内において東日本大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの(以下この条において「被災者向け優良賃貸住宅」という。)で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを当該特定激甚災害地域内において当該個人の賃貸の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)には、その賃貸の用に供した日以後

3 は、その年の翌年分の不動産所得の金額の計算上、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定(当該被災者向け優良賃貸住宅について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。)にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額(その年の翌年において当該被災者向け優良賃貸住宅につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年における同項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額)とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。
前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第一項に規定する指定を受けた個人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の

第三項若しくは第五項(これらの規定を同法第十条の二第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けようとする年分又はその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同法第十条第一項に規定する試験研究費の額のうち開発研究用資産の償却費として必要経費に算入された金額がある場合における同条第三項又は第五項の規定の適用については、同条第三項及び第五項中「試験研究費の額があるのは、試験研究費の額(当該試験研究費の額のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の五第一項の規定の適用を受けたる同項の開発研究用資産の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)が」とする。

壞したを「に起因して当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供することができないものに改め、「（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この項及び次条において同じ。）」を削り、「同法」を「所得税法に改め、「（次項において「合計償却限度額」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける被災代替資産等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十一條第五項を削り、同条の次に次の五条を加える。

（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額の計算上、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものについて、百五十年数が三十五年以上であるものについては、百分の百七十)に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入する

第十一条の三 第十条の二又は第十条の五から前条までの規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第十九条第一号中「又は」とあるのは、若しくはと、「の規定」とあるのは、又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二若しくは第十条の五から第十二条の二までの規定として同法この法律その他所従税に関する法令の規定を適用する。

(被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例)

第十二条の四 個人が、その有する土地又は土地の上に存する権利(相続資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「土地等」という。)で特定被災市街地復興推進地域(東日本大震災により被害を受けた市街地の区域として被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域をいう。第五項及び次条において同じ。)内にあるものにつき同法による被災市街地復興土地区画整理事業以下この条及び次条において被災市街地復興土地区画整理事業といふ。)が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された同法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等(以下この条において「代替住宅等」という。)を取得したときは、当該換地処分により譲渡した土地等代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は同条第二項に規定する住宅等を取得したときにおける租税特別措置法第三十三条の第三項の規定の適用については、当該換地処分による土地又は土地の上に存する権利の譲渡につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該換地処分により取得した当該住宅又は当該住宅等は同条第一項に規定する清算金に、当該住宅又は当該住宅等の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなす。

第十二条の三の規定により適用される場合を含む。)又は第三十二条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災市街地復興土地区画整理事業の施行者から交付を受けた土地等に係る換地処分により代替住宅等を取得したことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受ける同項に規定する換地処分による土地等の譲渡については、租税特別措置法第三十一条の二、第三十一条の三及び第三十三条の三第一項の規定は、適用しない。

5 個人の有する土地又は土地の上に存する権利で特定被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地区画整理事業が施行され、次条において被災市街地復興土地区画整理事業が施行され、次条において被災市街地復興土地区画整理事業が施行され、次条において被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、当該個人が、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等を取得した場合は、当該取得価額等及び譲渡に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額とし、代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は第一項の保留地の対価を取得した場合には、当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とす

る。

二 譲渡土地等とともに清算金を支出して代替住宅等を取得した場合には、当該清算金の額は、同条第一項に規定する清算金を支出して代替住宅等を取得するための経費の額がある場合には、当該経費の額及びその計算の明細を記載するものとする。

三 代替住宅等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該代替住宅等の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第二章第四節第六款か

ら第八款までの規定との調整その他同項の規定の適用に関必要な事項は、政令で定める。

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等)

第十二条の五 個人の有する土地等での各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次の各号に規定する土地等は租税特別措置法第三十三条第一項第六項において同じ。)、遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。同項において同じ。)又は贈与(法人に対するものに限る。同項において同じ。)があつた場合において、当該代替住宅等に係る譲渡所得の金額を計算するときは、当該換地処分により譲渡した土地等(以下この項において「譲渡土地等」という。)の取得の時期を当該代替住宅等の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取得に要した金額(以下この項及び第十二条において「取得価額」という。)と同一の譲渡土地等の譲渡に要した費用が(当該譲渡土地等の譲渡に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額とし、代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は第一項の保留地の対価を取得した場合には、当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とす

る。

一 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地区画整理事業で土地等を譲渡する場合に、当該各号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとしないで、同条及び同法第三十三条の四から第三十三条の六までの規定を適用する。

二 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためこれらの方(土地開発公社を含む。)に買取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第三十三条第一項第三号の四又は第三号の五に掲げる場合に該当する場合を除く。)

三 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定住宅被災市町村(東日本大震災により被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村をい

う。以下この条において同じ。)の区域において施行する都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による第二種市街地再開発事業の施行区域都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第十二条第二項の規定により第二種市

街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。)内にある土地等について、当該第二種街地再開発事業の用に供するためこれらの人(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第三十三条规定第二号又は第三十三条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。
個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二号に掲げる場合には、同号の保留地が該当することとなつた場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第三十三条の三第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するもののみなし、かつ、同号の保留地

する権利の譲渡をした場合には、租税特別措置法第三十一条の第三項第四号、第三十五条第一項、第三十六条の二第一項第四号、第四十二条の五第七項第一号二及び第四十一条の五の二第七項第一号二中「滅失」とあるのは「滅失通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊」を含む。)を」と、「三年」とあるのは「七年」と読み替えて、同法第三十一条の三、第三十五条第三

(同法第十三条规定から第十九条各号に掲げる規定
た租税特別措置法第十九条各号に掲げる規定を
除く。)は、適用しない。

第十二条の次に次の二条を加える。

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

第十二条の二 租税特別措置法第三十一条の二第二
三項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部
又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得

4 留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。
個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二号に掲げる場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第三十三条の第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

する権利の譲渡をした場合には、租税特別措置法第三十一条の三第二項第四号、第三十五条第一項、第三十六条の二第一項第四号、第四十二条の五第七項第一号二及び第四十一条の五の二第七項第一号二中「滅失」とあるのは「滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)」と、「三年」とあるのは「七年」と読み替えて、同法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十二条の五の二の規定を適用する。前項の規定は、同項の規定の適用を受けよう。

(同法第十三条规定から第十九条各号に掲げる規定を除く。)は、適用しない。

第十二条の次に次の二条を加える。

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

第十二条の二 税特別措置法第三十一条の二第三項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。)内に同条第二項第十二号から第十六号ま

号)の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合(これらのが者がこれらの者以外の者に代わり買取る場合、前項各号に掲げる場合又は租税特別措置法第三十三条规定第一項第三号、第三号の四から第四

5 個人が 土地開発公社に対しその有する利権を
特別措置法第三十二条の二第一項に規定する十
地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合
において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法
人都市再生機構が施行する当該各号に定める事
業の用に供されるものであるときは、当該土地
等の譲渡は、同条第二項第二号に掲げる土地等
の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は添付がある場合に限り、適用する。

ては掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当

第一号若しくは第三十四条第二項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)には、当該買い取られる場合は、同項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同二の規定を適用する。

一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地等
二 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等

は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該該載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用する。

該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を同条第三項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

するものとみなして、同条の規定を適用する。
3 個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが次に掲げる場合(前項の

都市再開発法による第一種市街地再開発事業

用することができる。

大震災に起因するやむを得ない事情により、当該各号の下欄に掲げる資産を当該各号の中欄に

規定が適用される場合に該当する場合を除く。以下この項において同じ。)に該当することとなつた場合には、次に掲げる場合は、租税特別措置法第三十四条の二第二項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第二章第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

同項の表の第一号中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第五項中「第三十七条の二及び第三十七条の三第二項」を「及び第三十七条の二」に改め、「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項の表粗税特別措置法第三十七条の三第二項の項を削除する。

掲げるこれらの資産の取得(当該各号の上欄に規定する規定に定める取得をいう。以下この項において同じ。)をすべき期間(第一号、第二号、第四号及び第五号の中欄に掲げる期間にあつては、その末日が平成二十三年三月十一日から同年十二月三十一日までの間にあるものに

第十一條の六 その有していた家屋でその居住の
用に供していたものが東日本大震災により滅失
(通常の修善によつては原状回復が困難な員額

り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に、「第三十七条の二」及び第三十七条の三第二項を「及び第三十七条の二二二」に

限る。内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日で改令で定まる日まで

土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保

第十一條の六 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた個人が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存

り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に、「第三十七条の二及び第三十七条の三、第二項」を「及び第三十七条の二に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第十一条の三の規定により読み替えられては、

限る。)内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該各号の中欄に掲げる期間の初

日から当該政令で定める日までの期間を同欄に掲げる期間とみなして、租税特別措置法第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五、第三条の規定を適用する。

個人	期間	資産
一 租税特別措置法第三十三条 第二項の規定の適用を受ける個人	同項に規定する代替資産の取得をするべき期間	同項に規定する代替資産
二 租税特別措置法第三十三条 の第二項において準用する 同法第三十三条第二項の規定 の適用を受ける個人	同法第三十三条の二第二項において 準用する同法第三十三条第二項に規定する代替資産の取得をすべき期間	同法第三十三条の二第二項に規定する代替資産
三 租税特別措置法第三十六条 の第二項の規定の適用を受ける個人(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十 一日までの間に同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡をし た者に限る)	同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する当該譲渡の日の属する年の前年一月一日から 当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間	同条第二項に規定する 買換資産
四 租税特別措置法第三十七条 第四項の規定の適用を受ける個人	同項に規定する譲渡をした日の属する年の翌年中(同項に規定する税務署長の承認を受けた場合は、当該税務署長が認定した日までの期間)	同条第一項に規定する 買換資産
五 租税特別措置法第三十七条 の五第二項において準用する 同法第三十七条第四項の規定 の適用を受ける個人	同法第三十七条の五第二項において 準用する同法第三十七条第四項に規定する譲渡をした日の属する年の翌 年中(同項に規定する税務署長の承認を受けた場合は、当該税務署長が認定した日までの期間)	同法第三十七条の五第一 項に規定する買換資 産
六 租税特別措置法第四十一条 の五第一項の規定の適用を受ける個人(平成二十一年一月一日から平成二十三年三月十 一日までの間に同条第七項第 一号に規定する譲渡資産の譲 渡をした者に限る。)	同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲 渡の日の属する年の翌年十一月三十 一日までの間	同号に規定する買換資 産

第三十二条の二、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の五及び第四十一条の五の規定を適用する。	十六条の二、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の五及び第四十一条の五の規定を適用する。

第三十二条の二、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の五及び第四十一条の五の規定を適用する。	第三十二条の二、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の五及び第四十一条の五の規定を適用する。

法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する長期優良住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該長期優良住宅借入金等の金額又は当該長期優良住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

6 第一項に規定する居住者が、二以上の住宅の再取得等をし、かつ、これらの住宅の再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定長期優良住宅を同一の年中に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、同項に規定する選択は、これらの住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

7 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第十七項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)

第十三條の三 居住者又は所得稅法第二百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が、東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項に規定する指定会社で平成二十八年三月三十日までに同項の規定により指定を受けたもの(以下この条において「復興指定会社」という。)により発行される株式(当該指定の日から同日以後五年を経過する日までの間に発行され

るるものに限る。以下この条において「復興株式」という。」を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。)により取得(租税特別措置法第二十九条の二、第一項本文又は第二十九条の三第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。)をした場合には、当該復興指定会社は租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社と、当該復興株式は同項に規定する特定新規株式とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。

第十七条の次に次の四条を加える。

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第十七条の二 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産(その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十項において「供用年度」という。)の当該減価償却資産に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下第十八条の四までにおいて「償却限度額」といふ。)は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。)と特別償却限度額(当該減価償却資産の取得価額の百分の五十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

法 人	期 間	区 域	事 業	資 産
一 東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人	同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで	当該認定地方公團体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以下この表において「認定復興推進計画」という。)に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	産業集積事業(同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。又は建築物整備事業(同法第二条第三項第二号口に掲げる事業をいう。以下の号において同じ。)下この号において同じ。)	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(建築物整備事業にあっては、建築基準法は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附屬設備)
二 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人	同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで	当該認定地方公團体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ハに掲げる事業を	賃貸住宅供給事業(同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。)	賃貸住宅
住区域 規定期間 居住者 に規定する復興居	賃貸住宅	第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良	第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良	

び第五項、第四十二条の十一第一項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相當する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

度」という。)とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出(四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。)における税額控除限度額(当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第二項の規定(連結税額控除限度額については、同条第二項の規定による控除をしてなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該事業年度において法人税の額から控除された金額について「控除済金額」という。)がある場合に業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るもの)を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合に

有権が移転しないものとをいう。以下この章におした当該各号の第五欄についてでは、適用しない。
次の規定は、確定申告書
税法第七十二条第一項各
したもの及び確定申告書
の四までにおいて同じ。)
第五欄に掲げる減価償却
の計算に関する明細書のノ
適用しない。ただし、当
書等の提出があつた場合
がなかつたことにつき税
事情があると認める場合
の提出があつたときは、
確定申告書等に、同項の
る金額の申告の記載が

度以後の各事業に同条第三項に該当する場合に、第三項の規定の適用に於ける「控除額」の明細書の添付が該当するものとする。

11 税務署長は、第一項に規定する法人の該当するものとする。

三項に規定する書類を有する法人の該当するものとする。

三項に規定する書類を有する法人の該当するものとする。

規定する繰越税額控除限度超過年度にあっては、確定申告書等の添付がある場合で、かつて、第三項に規定する連続税額控除限度に規定する連結税額控除限度に限り、適用する。この場合に限る。その控除を受けるべき金額については、第二十五条の二第二項に規定する繰越税額控除の明細書の添付がない繰越年度の確定申告書等の添付がある場合で、かつて、第三項に規定する連続税額控除限度に規定する連結税額控除限度に限り、適用する。この提出は第三項の規定による控除を受けるべき金額に限る。

3 法人が、各事業年度解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度(以下この項において「四年以内連結事業年

は、当該控除済金額を控除した残額の合計額を
をいう。

9 税務署長は、前項
申告書等の提出があ
記載又は添付がなか
ない事情があると認
めた書類及び同項の明
限り、第二項の規定
第三項の規定は、
(次項において「繰越
書に第三項に規定す
の明細書の添付があ
連結税額控除限度額
当該明細書の添付が
二第二項に規定する
年度(当該供用年度以
業年度に該当しない
後の各事業年度)の連

の計算に関する明細書の適用する。この場合により控除される金額は、除を受けるべき金額に限るの記載又は添付がない確った場合においても、そつたことについてやむをめたときは、当該記載を細書の提出があつた場合を適用することができる、供用年度以後の各事業年(年度)といふ。の確定申する繰越税額控除限度超過の場合(第四項に規定する)を有する法人については、ある場合及び第二十五条供用年度以後の各事業年度が連結の場合には、当該供用年度連結確定申告書(当該供用

記載がなかったことについてや
があると認めるときは、これら
あつた場合においても、これら
該記載をした書類の提出があつ
同項の規定を適用することがで
三項の規定の適用がある場合に
第二編第一章 同法第七十二条
を同法第一百四十五条第一項にお
ける場合を含む。)の規定の適用につい
十七条第三項中「第七十条の二
」とあるのは「第七十条の二まで
東日本大震災の被災者等に係る
臨時特例に関する法律(以下「震
災」)第十七条の二第一項若しく
産業集積区域等において機械等
の法人税額の特別控除」と、同
中「この款」とあるのは「この款
法第十七条の二第二項及び第三

項復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「ます同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節 税額の計算」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)
第十七条の三 東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人が、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度、前条若しくは同条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条

の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の規定による
十一第二項、第三項及び第五項、第六十二条の規定による
一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに第六十三条の規定による
法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定による
定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、
国税通則法第二条第四号に規定する附帯税率の額を除く。以下この項において同じ。)から、
その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの
(当該給与等の額のうち他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を除む。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額)の百分の十に相当する

る場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで(税額控除)」あるのは「第七十条の二まで(税額控除)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)と、同法第七十条の二中「この款とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)と、「まず前条とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十

13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四(同法第四十二条の四の二)の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第四十二条の五から第四十

一条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の五の二第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の第三項と、同法第四十二条の十一第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする。

2 るときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 前項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び當該金額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

4 税務署長は、前項の記載若しくは添付がない確定申告書等の提出があった場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四(同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第四十二条の五から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十七条の三」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の五の二第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の三」と、同法第四十二条の十二第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条

の場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、「ます前条」とあるのは「ます同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」とする。

律第二条第一項に規定する激甚災害を受けた地域として政令で定める地域をいう。以下この項及び次項において同じ。)内において東日本大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「被災者向け優良賃貸住宅」という。)で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを当該特定激甚災害地域内において当該法人の賃貸の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)には、当該法人の賃貸の用に供した日(以下この項及び次項において「供用日」といいう。)以後五年以内の日を含む各事業年度の当該被災者向け優良賃貸住宅に係る償却限度額は、供用日以後五年以内(次項において「供用期間」という。)でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第十八条の五第一項の規定により読み替えたれた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額(第十八条の五第一項の規定により読み替えたれた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第十四条に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の五十(当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおいて法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十)に相当する金額をいう。)との合計額(第十八条の五第一項の規定により読み替えたれた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

2 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格合

併等」という。)により前項の規定(当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日(適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、政令で定めるもの(以下この項及び次項において「被災者向け優良賃貸住宅」という。)内において当該認定復興推進計画に定められた同法第一条第三項第二号イに掲げる事業(以下この条において「産業集積事業」という。)においては当該適格現物分配に係る残余財産の用に供する減価償却資産(機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号において同じ。)の新設、増設又は更新に要する支出に充てるため、当該適用年度の所得の金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理(法人税法第七十二条第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。第十九条第一項において同じ。)の方法により再投資等準備金として積み立てたとき(当該適用年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。)は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めたとき(当該適用年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。)は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その設立の日が当該認定地方公共団体が成した東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する復興推進計画につき同条第十項の認定があつた日以後であること。

二 当該特定復興産業集積区域内に本店又は主たる事務所を有すること。

三 当該指定があつた日を含む事業年度(当該指定があつた日を含む事業年度が連続事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連続事業年度において当該産業集積事業の用に供する減価償却資産で政令で定める規模のものの取得又は製作若しくは建設をしていること。

2 前項に規定する適用年度とは、同項の指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度(次に掲げる事業年度を除く。)をいう。

1 解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む事業年

度

二 第十七条の二若しくは同条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第十七条の二の規定に係る第十九条第一項若しくは第十二項の規定の適用を受ける事業年度及び第十七条の三の規定の適用を受ける事業年度

三 前項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業以外の事業を行う事業年度

四 特定復興産業集積区域内事業所(前項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内にある本店、工場その他の事業所をいう。第四項第二号において同じ。)以外の事業所を有する事

3 第一項に規定する法人(第二十六条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。)の第一項の指定の日以後十年を経過した日を含む事業年度(その経過した日を含む事業年度が連続事業年度に該当する場合には、その経過した日を含む連続事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。)以後の各事業年度終了の日において、前事業年度(当該法人の各事業年度開始の日前を含む事業年度が連続事業年度以下この項において「前事業年度等」といいう。)から繰り越された再投資等準備金の金額(当該基準事業年度等以後の各事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額以下この項において「連続再投資等準備金の金額」といいう。)がある場合には当該連続再投資等準備金の

当該再投資設備等をその用に供した場合を除く。)は、当該事業集積事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度を除く。第一号において「供用年度」という。)の当該再投資設備等に係る償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該再投資設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(次に掲げる金額のうちいざれか少ない金額をいう。)との合計額とする。

年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度(連結確定申告書(その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度にあつては、確定申告書)に同項の再投資等準備金の明細書の添付がある場合で、かつ、前項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、再投資設備等に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。ただし、これらの添付がない確定申告書等(これらの添付がない連結確定申告書を含む)の提出があった場合においても、これらの添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、この限りでない。
前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の七 第十七条の二、第十七条の五から第十八条の二まで又は第十八条の四の規定の適用を受けることができる減価償却資産について
は、租税特別措置法第五十三条第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二、第十七条の五から第十八条の二まで若しくは第十八条の四の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等)

（準備金方式による特別償却）
第十八条の六 第十七条の二第一項若しくは第五項
第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十九条
第十八条の二第一項又は第十八条の四第一項の規定
の適用を受けることができる法人について
は、租税特別措置法第五十二条の三第一項の特別
償却に関する規定には第十七条の二第一項若
しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条
第一項、第十八条の二第二項又は第十八条の四
第一項の規定を含むものと、当該法人が提出する
青色申告書以外の確定申告書は青色申告書と
それぞれみなして、同法第五十二条の三の規定
を適用する。この場合において、同条における
同法第六十八条の四十一の規定は、第二十六条
の六第一項前段の規定によりみなして適用され
る同法第六十八条の四十一の規定とする。
前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令
で定める。

に該当することとなつた場合には、次の各号による規定する土地等は租税特別措置法第六十四条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同条並びに同法第六十四条の二及び第六十五条の二の規定を適用する。

一 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域(東日本大震災により被害を受けた市街地の土地の区域として被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域をいう。以下この条において同じ。)において施行する同法による被災市街地復興土地区画整理事業(以下この条において「被災市街地復興土地区画整理事業」とい

一
七

う。)で土地区画整理法第百九条第一項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域(同法第二条第八項に規定する施行区域をいう。)内にある土地等について、これらのが当該被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第六十四条第一項第三号の四又は第三号の五に掲げる場合に該当する場合を除く。)

3 場合に該当する場合を除く。)には、当該買い取られる場合は、同項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。
法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが次に掲げる場合前項の規定が適用される場合に該当する場合を除く。
以下この項において同じ。)に該当することとなつた場合には、次に掲げる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

都市再開発法による第二種市街地再開発事業 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第六節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。第十九条第一項中「清算中の法人を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。」を削り、「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、「(以下この条及び次条において「土地等」という。)」を削り、「被災区

ては、第十八条の七第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定（同法第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

第二十条第一項、第二項第二号、第四項第二号及び第七項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十四項中「土地等」を「土地

構が特定住宅被災市町村(東日本大震災による被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村となつた市町村をいう。次項及び第五項第二号において同じ。)の区域において施行する都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行区域(都市計画法第十二条第三項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施設区域をいう。)内にある土地等について、当該第一種市街地再開発事業の用に供するためこれらの人(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第六十四条第一項第二号又は第六十五条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合においては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。」)を削り、「同項第一号」を「法人税法第七十七条第一項第一号」に改め、同項の表の第一号中「前条第一項」を「第十八条第一項」に、「土地等」を「土地若しくは土地の上に存する権利(次号及び次項において「土地等」という。)」に改め、同条第四項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第十三項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、「被災区域である土地又はその土地の上に存する権利」に改め、「法人税法第七十七条第一項第一号」を「被災区域である土地等」に改め、「土地の上に存する権利」に改め、「(法人税法第七十七条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合においては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。)」

又はその土地の上に存する権利」に「次項」を第十五項及び前二項に、「第十五項まで」を第十四項まで及び第十六項に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「同条第七項及び第八項」を同条第八項に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第十七項」とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。第十五条の規定は、第七項又は第八項の規定の上に存する権利に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。前条第六項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。

2 法人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等による国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日から平成二十八年三月三十日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合(これらがこれら以外の者に代わり買い取る場合、前項各号に掲げる場合又は租税特別措置法第六十四条第一項第二号、第三号の四から第四号まで若しくは第八号、第六十五条第一項第一号若しくは第六十五条の三第一項各号に掲げる

5
て、同条第一項の規定を適用する。
法人が、土地開発公社に対しその有する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る租税特別措置法第六十二条の三の規定の適用については、同条第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。
一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地等
二 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等

第十一項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」とし、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第八項中「第六項前段」を「第六項」及び「第七項前段」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第九項」を「第十項」に、「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第六十五条の七第七項及び第八項」を「第六十五条の七第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

第二十五条の二 連結親法人又は当該連結親法人
による連結完全支配関係にある連結子法人で、
次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各
号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三
欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に
掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲
げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後
事業の用に供されたことのないものを取得し、
又は同欄に掲げる減価償却資産を作成し、若し
くは建設して、これを当該区域内において当該
連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第
四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該

事業の用に供した日を含む連結事業年度(次項及び第十一項において「供用年度」という。)の当該減価償却資産に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下第二十六条の四までにおいて「償却限度額」という。)は、法人税法第八十二条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項の規定にかかるわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額(同法					
法 人 期 間	区 域 事 業	資 産			
一 東日本大震災復興特別区 域法第三十七 条第一項の規 定により同項 に規定する認 定地方公共團 体の指定を受 けた連結法人	同法の施行の日から平 成二十八年三月三十一 日まで	当該認定地方公 共団体の作成し た同法第七条第 一項に規定する 認定復興推進計 画(以下この表 において「認定 復興推進計画」 といふ。)に定め られた同法第四 条第二項第四号 イに規定する復 興産業集積区域	産業集積事業 (同法第二条第 三項第二号イに 掲げる事業をい う。)又は建築物 (二号口に掲げる 事業をいう。以 下この号におい て同じ。)	機械及び装置、 建物及びその附 屬設備並びに構 築物(建築物整 備事業にあって は、建築基準法 第二条第九号の 二に規定する耐 火建築物である ことその他認定 復興推進計画の 区域における市 街地と産業の復 興に資するもの として政令で定 める要件を満た す建物及びその 附属設備)	
二 東日本大震災復興特別区 域法第四十一 条第一項の規 定により同項 に規定する認 定地方公共團 体の指定を受 けた連結法人	同法の施行の日から平 成二十六年三月三十一 日まで	当該認定地方公 共団体の作成し た認定復興推進 計画に定められ た同法第四条第 二項第四号ロに 規定する復興居 住区域	賃貸住宅供給事 業(同法第二条 第十八条の二第 一項に規定する 被災者向け優良 賃貸住宅)		

第八十二条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第二十六条の四までにおいて同じ。)と特別償却限度額(当該減価償却資産の取得価額の百分の五十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、前項の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設し供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額(この項及び次項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十二条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。)から、当該連結親法人の税額控除限度額(当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物について、百分の八)に相当する金額の合計額をいふ。以下この項及び第四項において同じ。)及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその各連結子法人の当該連結事業年度の税額控除限度超過額の合計額に相当するときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその各連結子法人の当該連結事業年度の税額控除限度超過額の合計額に相当するときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

(当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の一十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより、その繰越税額控除限度額をいう。)を超えるときは、その繰越税額控除限度額を計算した金額をいう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一一八

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(当該連結事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産に係る税額が当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額がある場合は、当該金額を控除した残額)及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額がある場合は、当該金額を控除した残額)を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超えるときは、その繰越税額控除限度額を計算した金額がある場合は、当該法人税額基準額を限度とする。

連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度(当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度(以下この項目において「四年以内事業年度」という。)とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出(四年以内事業年度にあつては、確定申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。)における税額控除限度額(四年以内事業年度における税額控除限度額(以下この項目において単体税額控除限度額という。)を含む。)のうち、第二項の規定(単体税額控除限度額については、同条第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項目において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第一項の表の第一号の第一欄に掲げるものが、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に規定する産業集積事業(以下この項目において「産業集積事業」という。)の用に供する同号の第五欄に掲げる減価償却資産機械及び装置に限る。以下この項目において「産業集積事業用機械装置」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業集積事業用機械装置を作成して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の産業集積事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該産業集積事業用機械装置の取得価額から普通償却限度

額を控除した金額に相当する金額とする。当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第一項の表の各号の第一欄に掲げたものが所有権移転外リース取引により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

6 第一項及び前項の規定は、連結親法人による連結確定申告書の提出がある場合に当たる。

7 第一項から第三項まで及び第五項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

8 第一項及び第五項の規定は、連結確定申告書等(連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十一項各号に掲げる事項を記載したもの及び

二 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

11 第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度(次項において「繰越年度」という。)の連結確定申告書に第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第十七条の二第二項に規定する供用年度以後の各事業年度その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の確定申告書(当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、連結確定申告書)に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度(次項において「控除年度」という。)の連結確定申告書等に、第三項の規定による控除を受ける連結確定申告書をいう。以下第二十六条の四までにおいて同じ。)に第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

9 第二項の規定は、連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がない場合は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10 税務署長は、第三項に規定する繰越税額控除限度額の明細書の添付がない繰越年度の連結確定申告書(第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、第十七条の二第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない確定申告書を含む。)の提出があつた場合又は第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載若しくは当該金額の計算に関する明細書の添付がない控除年度の連結確定申告書等の提出があつた場合においても、これらの添付又は当該記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの明細書及び当該記載した書類の提出があつた場合に限り、同項の規定を適用することができる。

13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合に

における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中

「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは

「第二十五条の二第二項若しくは第三項(連結法人

が復興産業集積区域等において機械等を取得し

た場合の法人税額の特別控除」と、同法第八十

一条の十七中「この款」とあるのは「この款並び

に震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項

(連結法人が復興産業集積区域等において機械

等を取得した場合の法人税額の特別控除」と、

「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同

法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金

額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特

例法第二十五条の二第二項及び第三項(連結法

人が復興産業集積区域等において機械等を取

得した場合の法人税額の特別控除)の規定により

これらの規定に規定する調整前連結税額から控

除される金額のうち各連結法人に帰せられるも

のとして政令で定める金額」と、同法第八十

一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは

「並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び

第三項(連結法人が復興産業集積区域等におい

て機械等を取得した場合の法人税額の特別控

除)の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項

第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節

(税額の計算並びに震災特例法第二十五条の二

第二項及び第三項(連結法人が復興産業集積区

域等において機械等を取得した場合の法人税額

の特別控除)」とする。

14 第二項又は第三項の規定の適用がある場合に

における租税特別措置法第六十八条の九(同法第

六十八条の九の二の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)及び第六十八条の十から第六

十八条の十五の二までの規定の適用について

は、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二及びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」以下「震災特例法」という。第二十五条の二第二項及び第三項と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十の二第二項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の二第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」とする。

第六項から第十二項まで及び前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法の施行の日から平成三十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けたものが、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「適用期間」という)内日のを含む各連結事業年度(その連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度、前条若しくは同条の規定に係る第六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は前条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用

用を受ける連結事業年度及び同法第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)の適用期間内において、当該認定地方公共団体の作成した東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内に所在する同法第二条第三項第二号イに掲げる事業を行う事業所に勤務する被雇用者等(東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域に居住していた者として政令で定める者をいう。次項において同じ。)に対して給与等(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額(この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第一項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十二条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。)から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの(当該給与等の額のうち他の者(当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額の百分の十に相当する金額(以下この項において「税額」

2 前項の規定は、連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るそ の控除を受けるべき金額に限るものとする。

3 税務署長は、前項の記載若しくは添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の一の規定の適用についての規定は、同法第八十一条の十三第二項中「第八十二条の十七まで(税額控除)」とあるのは、第八十二条の十七まで(税額控除)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)と、同法第八十一条の十七中「この款とあるのは「この款及び震災特例法第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、「ます前条」とあるのは「ます同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額

あるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節税額の計算」とあるのは「前節(税額の計算)及び震災特例法第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」とする。

5 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九(同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第六十八条の十から第六十八条の十五までの規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十五条の三」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十の二第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに震災特例法第二十五条の三」と、同法第六十八条の十五第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の三」とする。

6 第二項、第三項及び前項に定めるもののか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例)

た日(以下この項及び次項において「供用日」という。)以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該被災者向け優良賃貸住宅に係る償却限度額は、供用日以後五年以内(次項において「供用期間」という。)でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定(第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額(第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の新築の時において法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十)に相当する金額を百分の五十(当該被災者向け優良賃貸住宅のうちの五分の一を除く。)とし、(前項の規定による金額を加算した金額)とする。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)により前項の規定(当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日(適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。)を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合

おいて「産業集積事業」という。)の用に供する減価償却資産(機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号において同じ。)の新設、増設又は更新に要する支出に充てるため、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理(同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。第二十七条第一項において同じ。)の方針により再投資等準備金として積み立てたとき(当該連結親法人又はその連結子法人の該適用年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人(第十八条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。)の第一項の指定の日以後十年を経過した日を含む連結事業年度(その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その経過した日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。)以後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度(当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合は、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。)から繰り越された再投資等準備金の金額(当該基準連結事業年度等以後の各連結事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額(以下この項において「単体再投資等準備金の金額」という。)がある場合には当該単体再投資等準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)がある場合には、当該再投資等準備金の金額について、当該基準連結事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額に当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された再投資等準備金の金額に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4	第一項の再投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第三項の再投資等準備金を含む。)を積み立てる連絡親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併又は適格分割により該再投資等準備金に係る産業集積事業の全部を移転することとなつた場合には、当該各号に該当することとなつた日を含む連結事業年度(第三号に掲げる場合にあっては、合併日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
5	一 当該再投資等準備金に係る産業集積事業を廃止した場合 その廃止の日における再投資等準備金の金額 二 特定復興産業集積区域内事業所(第一項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内にある本店、工場その他の事業所をいう。第六項第七号において同じ。)を有しないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く。)その有しないこととなつた日における再投資等準備金の金額 三 合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第八項において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該合併に限る。)により合併法人に産業集積事業の全部を移転することとなつた場合 その合併直前に於ける再投資等準備金の金額
6	一 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。 二 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
7	八 第一項の再投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てる連絡親法人又はその連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)により合併法人に産業集積事業の全部を移転した場合には、その適格合併直前における再投資等準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた再投資等準備金の金額は、当該分割承継法人の当該適格分割型分割による再投資等準備金の金額(当該分割承継法人の当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)とみなす。 九 前項又は第十八条の三第七項に規定する合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格合併の日を含む連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の規定による当該合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)とみなす。
8	五 第二十五条の二若しくは同条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えられて適用される租税特別措置法第六十八条の四第一項若しくは第四項又は第二十五条の二の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十・項若しくは第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人
9	六 第一項の指定を受けた連結法人が同項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業以外の事業を行う
10	12 第十項又は第十八条の三第九項に規定する分割承継法人(その適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格分割型分割の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、第十項又は同条第九項の規定により当該各連結事業年度終了の日までの期間の月数

において、同条における同法第五十二条の三の規定は、第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三の規定とする。

（連結法人の特別償却等に関する複数の規定の不適用）
て定める

第二十六条の七 第二十五条の二、第三十五条の五から第三十六条の二まで又は第二十六条の四の規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二、第二十五条の五から第三十六条の二まで若しくは第三十六条の四の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等）

二十六条の八 連絡新法人又は当該連絡新法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。)で第十八条の八第一項各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する土地等は租税特別措置法第六十四条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同法第六十八条の七十、第六十八条の七十一及び第六十八条の七十三の規定を適用する。

2
連結親法人又は当該連結親法人による連結親全支配関係にある連結子法人の有する土地等で特定住宅被災市町村(第十八条の八第一項第二

• 100 •

6
第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第十九節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項各号に掲げる規定(同法第六十八条の三十九から第六十八条の三十二)まで及びこれらの規定に係る同法第六十八条の四十一の規定を除く。は、適用しない。

第二十一条第一項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、「(以下この条及び次条において「土地

第二十八条第一項、第三項第二号、第五項第二号及び第八項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同条第九項中「前条第七

等」という。」を削り、「被災区域である土地等を
「被災区域である土地又はその土地の上に存する
権利」に改め、(法人税法第八十一条の二十第一
項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつて

「第八項」を「前条第八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十五項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「次項」を「第八項」に

は、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。」を削り、「同項第一号」を「法人税法第ハ十二」

「十七項」に改め、同条第十九項中「前二項」を「第十六項及び前二項」に、「第十六項の」を「第十七項の」、「第十八、貢まで」を「第十五貢まで」及び「第十一

同項第一号の「土地等」を「土地若しくは土地の上に存する号中「土地等」を「土地若しくは土地の上に存する権利(次号及び次項において「土地等」という。)に

「第十九項」を「第二十項」とし、同項
七項に改め、同項を同条第二十項とし、同条第
十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「同
条第七項及び第八項」を「同条第八項」に改め、同

改め、同条第四項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第十三項中「同条第八項」を「同条第

項を同条第十八項とし、同条第十六項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第十八項」を「第十九項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存す

「九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条

第十五項の次に次の二項を加える。

第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存す

定の適用を受けた買換資産について準用する。
第三十四条第一項中「第三十八条」を「第三十八
条の五」に、「この項及び第三十六条」を「第三十八
条の五」に

る権利」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項二、同条第一页中「第六頁」を「第六頁」に改め、同項を同条第十一項とし、同条

第三十五条第一項第一号中「とき」の下に「又は当該住宅用家屋が警戒区或は自旨表示等（同法三

第一項として、同条第七項の「第六項前段」を「第六項」とし、同項及び第七項前段に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第九項」を第十項に、「土地

は三月廿一日に東北地方太平洋沖地震に伴う月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に關して原子力災害対策特別

措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長又は都道府県知事に対して行つた次に掲げる指示をいう。以下第五十条までにおいて同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日(同年一月一日から同年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者)あつては、平成二十四年十二月三十一日。以下この項及び次条第一項において同じ。)までにその居住の用に供することができなくなつたときを加え、同号に次のよう²に加える。

イ 原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

ロ イに掲げるもののほか、住民の避難に関する指示として財務省令で定めるもの。

第三十七条第一項第二号中「とき」の下に、「又は当該既存住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつたとき」を加える。

ことによつて同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつたとき」を加え、同号第二号中「とき」の下に、「又は当該既存住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつたとき」を加え、同項第三号中「とき」の下に、「又は当該住宅用家屋の新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。」をした場合又は当該警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつたとき」を加え、第四章中同條の次に次の六条を加える。

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第三十八条の二 平成二十三年三月十一日から平成二十五年十二月三十一日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした被災受贈者(次項第一号(2)に該当する者にあつては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該贈与により取得をした住宅取得等資金のうち千万円(既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額)までの金額については、贈与税の課税価格に算入しない。

一 被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得のための対価に充てて当該既存住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに当該既存住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したとき、又は当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することができ確實であると見込まれるとき。

二 被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得のための対価に充てて当該既存住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに当該既存住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したとき、又は当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することができ確實であると見込まれるとき。

三 被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該被災受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋についての当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等(増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)をした場合において当該住宅用の家屋について当該増改築等をした当該住宅用の家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したと

に供されている土地若しくは土地の上に存する権利(以下この項及び次項において「土地等」という。)の取得(当該住宅用家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。同項第五号イにおいて同じ。)のための対価に充てて当該住宅用家屋の新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)をした場合又は当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつたとき)を加え、同項第二号中「とき」の下に、「又は当該既存住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつたとき」を加え、同項第三号中「とき」の下に、「又は当該住宅用家屋の新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。」をした場合又は当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつたとき」を加え、第四号イにおいて、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

一 被災受贈者 次に掲げる要件の全てを満すものをいう。

イ 相続税法第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する個人であること。

ロ 住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年(ハにおいて「贈与年」という。)の一月一日において二十歳以上の者であること。

ハ 贈与年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が二千円以下の者であること。

二 次に掲げるいずれかの者に該当するこ²と。

(1) 東日本大震災によりその居住の用に供していた家屋新築に準ずる状態として財務省令で定める状態となつているものを含む。以下(2)までにおいて同じ。)又はその居住の用に供しようとしていた家屋が滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。第四項において同じ。)をした者。

(2) 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する家屋をその居住の用に供しようとしていた者又はその居住の用に供しようとしていた者(1)に掲げる者を除く。)

二 住宅用家屋 住宅用の家屋で政令で定めるもの。

三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。

四 増改築等 被災受贈者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。)で次に掲げる要件を満

二　当該修正申告書で第六項に規定する提出期法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

限後に提出されたもの及び当該更正について
は、国税通則法第二章から第七章までの規定
中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」
とあるのは東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十
八条の二第六項に規定する修正申告書の提出
期限と、同法第六十一条第一項第一号並び
に第六十五条第一項及び第三項中「期限内申
告書」とあるのは相続税法第二十八条の規定
による申告書とする。

四　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の

（非課税）の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合における当該金額を千万円から控除した残額又は相続税法」とする。

五 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「東日本大震災による被災者等による国税控除申請の届出」の旨

本大震災の被災者等に係る巨額賠償責任の臨時特例に関する法律第三十八条の二(第六項)（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する「修正申告書の提出期限」とする。

申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続
11 税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がな
12 かったことについてやむを得ない事情があると
認めるときは、その記載をした書類及び同項の
財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り
り、第一項の規定を適用することができる。
第三項から第六項まで又は前二項に定めるもの
のほか、第一項の規定の適用に関し必要な事
項は、政令で定める。

第六項の規定による修正申告書をその提出期
限までに提出しないことにより贈与税を免れた
者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の
罰金に処し、又はこれを併科する。

正当な理由がなくて第六項の規定による修正申告書をその提出期

申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例)
第三十八条の三 租税特別措置法第七十条の七第一項の特例受贈非上場株式等に係る同条第二項

第一号に規定する認定贈与承継会社(以下この
条及び次条において「認定贈与承継会社」とい
う)が次の各号に掲げる場合に該当することと
なつた場合における当該認定贈与承継会社に係
る同法第二百二十九条第一項の規定の適用を受ける

る同法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者(同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者をいう。次項において同じ。)に対する同条第四項及び第六項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定贈与承継会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によって甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定

贈与承継会社が、租税特別措置法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間（平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。以下この項及び次条第一項において「経

「營贈与承継期間」という。内に同法第七十条の七第四項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間・経営贈与承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日以後最初に到来する経営贈与報告基準日(同条第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日をいいう。第三号及び第五項第一号において同じ。)の翌日以後十年を経過する日までの期間をいう。以下第三号までにおいて同じ。内に同条第六項の表の第一号の上欄(同条第四項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないもののみなす。

従業員(租税特別措置法第七十条の七第一項
第一号イに規定する常時使用従業員をいう。
以下この条において同じ。)が勤務している事
務所、店舗、工場その他これらに類するもの

に限る。イにおいて同じ。)が東日本大震災によって被害を受けたことにより当該認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる

イ 経営贈与承継期間内に租税特別措置法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一重贈与者(以下「こうじゆうしゃ」といふを以て、こちらに該当する場合を除く。) 次に定めるところによる。

被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、当該事業所の常時使用従業員の数が当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上

である場合に限る。)であつても、当該認定贈与承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。
□ 当該認定贈与承継会社が、經營贈与承継期間内に租税特別措置法第七十条の七第四項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間に内に同条第六項の表の第一号の上欄(同条第四項第九号に係る部分に限る)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。
東日本大震災により当該認定贈与承継会社

た建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 当該

認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に
租税特別措置法第七十条の七第四項第二号若
しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間
内に同条第六項の表の第一号の上欄(同条第

四項第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇

とき限り、経営贈与報告基準日(当該売上金額に係る事業年度贈与特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前(事業年度に限る。)の翌事業年度中にあるものに限る。以下この

号において「基準日」という。)の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの期間、当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間は、これらの場合に該当しないものとみなす。

2 前項の規定は、租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者(東日本大震災の発生前に同項の規定の適用に係る贈与により同項の非上場株式等の取得をしていた者に限る。次条第一項において同じ。)が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けたい旨の届出書を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律平成二十三年法律第二号の施行の日(以下第三十八条の五までにおいて「平成二十三年改正法施行日」という。)から平成二十三年改正法施行日以後一年二月を経過する日までの間に納税地の所轄税務署長に提出した場合(当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期間後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。

3 租税特別措置法第七十条の七の二第三項の特例非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定承継会社(以下第三十八条の五までにおいて「認定承継会社」という。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定承継会社に係る同法第七十条の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等(同条第二項第二号に規定する経営承継相続人等をいう。次項において同じ。)に対する同条第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定承継会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によって甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定承継

会社が、租税特別措置法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間(平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。以下この条及び次条において「経営承継期間」という。)内に同法第七十条の七の二第三項第二号に掲げる場合又は特定期間(経営承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日の直前の経営報告基準日(同条第二項第七号に規定する経営報告基準日をいり、以下この号及び第三号において同じ。)の翌日以後十年を経過する日までの期間(最初の経営報告基準日が平成二十三年三月十一日以後に到来する場合にあっては、当該経営報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間)をいう。以下第三号までにおいて同じ。内に同条第五項の表の第一号の上欄(同条第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当しても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定承継会社の事業所常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ)が東日本大震災によって被害を受けたことにより当該認定承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)次に定めるところによる。

イ 経営承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の二第二項第七号イに規定する第一種基準日におけるその事業所(イにおいて「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数が当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定めた数を下回る数となつたことにより当該認定承継会社が同条第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該認定承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該事業

所の常時使用従業員の数が当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限り、適用する。)であっても、当該認定承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

三 東日本大震災により当該認定承継会社(東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)当該認定承継会社が、経営承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の二第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄(同条第三項第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)に掲げる場合に該当する場合を除く。)次に定めるところによる。

イ 経営承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の二第二項第七号イに規定する第一種基準日におけるその事業所(イにおいて「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数が当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定めた数を下回る数となつたことにより当該認定承継会社が同条第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該認定承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該事業

所の常時使用従業員の数が当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限り、適用する。)において同じ。)に對する同条第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項の特例相続非上場株式等に係る同法第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項の特例相続非上場株式等に係る同法第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社(以下この項において「認定相続承継会社」という。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定相続承継会社に係る同条第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者(同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者をいう。次項において同じ。)に對する同条第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項及び第五項

の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定相続承継会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定相続承継会社が、租税特別措置法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間(平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。以下この項において「経営相続承継期間」という。)内に同条第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二号若しくは第九号に掲げる場合又は相続定期間(経営相続承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日以後最初に到来する経営贈与報告基準日(同法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に当該贈与に係る同項の贈与者について相続が開始した場合にあつては、同法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営相続報告基準日)の翌日以後十年を経過する日までの期間をいう。以下第三号までにおいて同じ。)内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二号若しくは第九号に規定する部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定相続承継会社の事業所(常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。)が東日本大震災によつて被災を受けたことにより当該認定相続承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)次に定めるところによる。

イ 経営相続承継期間内に租税特別措置法第

七十条の七の四第二項第六号イに規定する第一種相続基準日におけるその事業所(イにおいて「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数が当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつたことにより読み替えられた同法第七十条の七の二号若しくは第九号に規定する経営相続承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日以後最初に到来する経営贈与報告基準日(同法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に当該贈与に係る同項の贈与者について相続が開始した場合にあつては、同法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営相続報告基準日)の翌日以後十年を経過する日までの期間をいう。以下第三号までにおいて同じ。)内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二号若しくは第九号に規定する部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供している建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)当該認定相続承継会社が、経営相続承継期間内に掲げる場合に該当する場合を除く。)次に定めるところによる。

イ 経営相続承継期間内に租税特別措置法第

七十条の七の四第二項第六号イに規定する第一種相続基準日におけるその事業所(イにおいて「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数が当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつたことにより読み替えられた同法第七十条の七の二号若しくは第九号に規定する経営相続承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日以後最初に到来する経営贈与報告基準日(同法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に当該贈与に係る同項の贈与者について相続が開始した場合にあつては、同法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営相続報告基準日)の翌日以後十年を経過する日までの期間をいう。以下第三号までにおいて同じ。)内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二号若しくは第九号に規定する部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は相続定期間に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二号において同じ。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限る。)であつても、当該認定相続承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

口 当該認定相続承継会社が、経営相続承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二号若しくは第九号に規定する部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

三 第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は相続定期間に同法第七十条の七の二号において同じ。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

四 第三項第二号若しくは第九号に規定する部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

五 第三項第二号若しくは第九号に規定する部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

六 第三項第二号若しくは第九号に規定する部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

七 第二項、第四項及び前項に定めるもののほか、第一項、第三項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 第三十八条の四 経営承継受贈者が有する租税特別措置法第七十条の七第四項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社が経営贈与承継期間内に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社は、それぞれ同法第七十条の七第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 当該経営承継受贈者が当該認定贈与承継会社の非上場株式等租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等を全部の譲渡又は贈与をしたとき(次のイ又はロのいずれかに該当するときに限り、当該認定贈与承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百六十八条规定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社となつたとき(当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換又は株式移転に際して当該他の会社の株式又は出資の交付がないときに限り。)を除く。)。

二 平成二十三年改正法施行日前に租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の特例受贈非上場株式等の取得をしていた者 平成二十三年

100

する場合に限る。)における同法第七十条の七の二第二項第三号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件(へに掲げるもののを除く。)の全て」とする。

成二十三年十一月二十九日

4 該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間とする。

第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者が延納の申請を取り下げた場合における延滞税については、当該被災延納申請者に係る第一項において読み替えて適用する相続税

6 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法第七十条の二第九項の規定の適用については、同項中の「又は当該」とあるのは、「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の五第五項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

2 前項の規定の適用がある場合(相続税法第三十九条第五項の規定による担保提供関係書類の提出期限その他政令で定める延納の許可の申請に係る手続に関する期限が平成二十三年三月一日以前である場合を除く。)において同条第九項、第十六項、第十七項又は第二十一項の規定により読み替えられた同条第二項の規定を適用するときは、平成二十三年三月一日から被災するときは、

項中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「その延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日」と読み替えるものとする。

第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者の第一回に納付すべき分納税額の納期限が相続税法第三十三条又は国税通則法第十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から一年を経過した日以後となる場合

法第三十九条第二項に規定する延長期間又は第三項において読み替えて適用する同条第二項に規定する特定延長期間は、国税通則法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。
(物納の許可の申請等に係る期限等の特例)
第三十八条の七 東日本大震災によつて被害を受けたことにより相続税法第四十二条第一項の規

第三十八条の六 東日本大震災によつて被害を受けたことにより相続税法第三十九条第一項の規定による延納の許可の申請に係る手続に関する規則を第十一条の規定の適用を受ける者(以

3 延納申請者に係る国税通則法第十一条の規定により延長された期限までの期間は、前項において読み替えて適用する相続税法第三十九条第二項本文に規定する期間に算入しない。
被災延納申請者(延納を求めるとする相続

合における相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

第一回に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第一号中期間であるのは、「期間当

税通則法第十一條の規定の適用を受ける者(以下この条において「被災物納申請者」という)で、あつて平成二十三年三月十日までに当該申請(物納を求めるとする相続税の納期延長又は内

下この条において「被災延納申請者」という。)であつて平成二十三年三月十日までに当該申申請を了(延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日が同月十日以前であるものに限る)する税務署長による同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月に平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の六第一項(延納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災延納申請者(以下この条及び第五十二条において「被災延納申請者」という。)に係る国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十三条において「延長期間」という。)を加算した期間内」と、同条第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延长期間を計算した期間」と、同条第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十四項中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延长期間(平成

税の納期限又は納付すべき日が平成二十三年三月十一日以後である者に限る)又は相続税法第三十九条第二項の規定により当該延納の申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月にその延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の六第三項(延納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災延納申請者(以下この条及び第五十二条において「被災延納申請者」という。)に係る国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十二条において「特定延長期間」という。)を加算した期間内」と、同条第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る特定延長期間(その延納を求めるようとする相続税の納期限又は納付すべき日から当

経過した日から第一回に納付すべき分納税額の納期限又は納付すべき日（「までの期間」とある場合は、「までの期間（被災延納申請者に係る延長期間又は特定延長期間を除く。）」とする。）の納期限までの期間を除く。）とする。

二 第二回に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第二号中「第二回以後」とあるのは「第二回」と、「前回の分納税額の納期限」とあるのは「前号に規定する納期限又は納付すべき日の翌日以後一年を経過する日」とする。

三 第三回以後に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第二号中「第二回以後」とあるのは「第三回以後」とする。

第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者に係る延納の許可の申請について相続税法第三十九条第二項の規定による延納の申請の却下があつた場合又は同条第十二項の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされた場合には、同法第五十二条第四項の規定の適用については、同項中「までの期間」とあるのは、「までの期間（被災延納申請者に係る延長期間又は特定延長期間を除く。）」とする。

付すべき日が同月十日以前であるものに限る。)をしたもの又は相続税法第四十二条第二項の規定により当該申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月に平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の七第一項(物納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災物納申請者(以下この条及び第五十三条において「被災物納申請者」という。)に係る国税通則法第十二条(災害等による期限の延長)の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十三条において「延长期間」という。)を加算した期間内」と、同条第六項のただし書中「一年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る延长期間を加算した期間」と、同条第十三項のただし書、第十五項及び第二十四項のただし書中「一年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る延长期間(平成二十三年三月十一日以後に同項の規定による通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間」とす

る。

2 前項の規定の適用がある場合(相続税法第四十二条第四項の規定による物納手続関係書類の提出期限その他政令で定める物納の許可の申請に係る手続に関する期限が平成二十三年三月十日以前である場合を除く)において同条第七項、第十四項又は第二十五項の規定により読み替えられた同条第二項の規定を適用するときは、平成二十三年三月十一日から被災物納申請者に係る国税通則法第十一条の規定により延長された期限までの期間は、前項において読み替えて適用する相続税法第四十二条第二項本文に規定する期間に算入しない。

3 被災物納申請者(物納)を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日が平成二十三年三月十一日以後である者に限る。又は相続税法第四十二条第二項の規定により当該物納の申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月にその物納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の七第三項(物納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災物納申請者(以下この条及び第五十三条において「被災物納申請者」という。)に係る国税通則法第十一條(災害等による期限の延長)の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十三条において「特定延長期間」といふ)を加算した期間内」と、同条第六項ただし書中「一年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る特定延長期間(その物納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日から当該通知を受けた日までの期間を除く)」を加算したものに限る。第二項の規定は、前項の規定の適用がある場

合について準用する。この場合において、第二項中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「その物納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者に係る物納が許可された場合における相続税法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「までの期間」とあるのは、「までの期間(被災物納申請者に係る延長期間又は特定延长期間を除く。)」とする。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者に係る物納の許可の申請について相続税法第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があつた場合又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされた場合における同法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「までの期間」とあるのは、「までの期間(被災物納申請者に係る延長期間又は特定延长期間を除く。)」とする。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者が物納の申請を取り下げた場合には、相続税法第四十二条第二項に規定する延長期間又は第三項において読み替えて適用する相続税の規定による延滞税については、当該被災物納申請者に係る第一項において読み替えて適用する相続税法第四十二条第二項に規定する延長期間又は第三項において読み替えて適用する同条第二項に規定する特定延長期間は、国税通則法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

第三十九条第一項中「建物又は」を「建物若しくは」に、「建物同項」を「建物又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物(以下この項及び同条第一項に、「建物で政令で定めるもの」を建物)を建物で該対象区域内に所在していた建物に代わるものにあつては、同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間に取得をしたものに限る。の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行日の翌日から平成三十三年三月三十日までの間(当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わるものに限る)で政令で定めるもの(以下この項

において「代替建物」という。)に改め、「までの間」の下に「(当該対象区域内に所在していた滅失建物等の代替建物の所有権の保有又は移転の登記にあつては、当該代替建物の新築又は取得後一年以内)を加える。

第四十条第一項中「までの間」の下に「(同条第一項の対象区域内に所在していた滅失建物等の被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記にあつては、当該土地の所有権又は地上権の登記にあつては、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得後一年以内)を加え、同条の次に次の二条を加える。

(東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税)

第四十条の二 東日本大震災の被災者(農業を営む者に限る)であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者が東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することができ困難となつた農用地(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。)として政令で定めるもの又は警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地(以下この項において「被災農用地」という。)に代わるものとして取得をした農用地(当該警戒区域設定指示等が行われた日において当該政令で定める面積を超えない部分に限り、当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わるものにあつては、同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間に取得をしたものに限る。の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日より東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日から平成三十三年三月三十日までの間(当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わるものに限る)で政令で定めるものに限る。登録免許税を課さない。

該農用地の取得後一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 前項の規定の適用を受ける農用地の取得のための資金の貸付けを受ける場合又はその対価とする抵当権の設定の登記については、当該農用地の所有権の移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第三十四条第一項又は第三十五条第一項に規定する代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記の状況その他の事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限り、当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わるものにあつては、同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間に取得をしたものに限る。の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日より東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日から平成三十三年三月三十日までの間(当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わるものに限り、登録免許税を課さない。

自動車の所有者に還付する。ただし、災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第八条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

災者であつて政令で定めるものに対して行う金銭の貸付け(当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る消費貸借に関する契約書のうち、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十日までの間に作成されるものについては、政令で定あるところにより、印紙税を課さない。

り滅失したことにより、当該滅失した文書(以下この条において「滅失文書」という。)の作成者と当該金融機関との間における約定に基づく当該金融機関の求めに応じて作成される当該滅失文書に代わるものとして政令で定める当該各号に掲げる文書のうち、平成二十三年三月十一日から平成二十五年三月三十日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書(一)の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。)のうち、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日まで(第一号に規定する対象区域内農用地に係るものであつて当該各号のいずれかに該当する場合に作成するものについては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日と同年三月三十一日とのいずれか早い日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

四 印紙税法別表第一第十三号に掲げる債務の引の基本となる契約書
保証に関する契約書

五　印紙稅法別表第一第十五号に掲げる債權證
渡又は債務引受けに関する契約書

文書の作成を求めるとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各旨を記号に掲げる文書の作成を求めるとする旨を記

載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「金融機関の営業所」）

もの（以下「この項目において、金融機関の営業所等」という。）」とに、当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければなら

第六章に次の三条を加える。
(東日本大震災の被災者が作成する被災農用地
ない。

の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税

(東日本大震災の被災者に農業を営む者を
に限る。)であつて政令で定めるもの又はその者
の相続人その他の政令で定める者(次項におい

て「被災者」という。()が、次の各号のいずれかに該当する場合に作成する印紙税法別表第一第一第二号の課税物件の物件名の欄1又は2に掲げる不

(東日本大震災の被災者で船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税)
第五十一条 東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(以下この条において「被災者」とい

(東日本汽船のものとたがけでる船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税)

第五十一条 東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(以下この条において「被災者」とい

改め、同条第一項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十二項中「第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載若しくは当該金額の計算に関する明細書」を「前項の明細を記載した書類」に改め、「又は当該記載」を削り、「これらの明細書」を「当該明細書」に、「記載をした」を「明細を記載した」に、「同項」を「第三項」に改め、同条第十四項中「及び第六十八条の十」を「第六十八条の十一、第六十八条の十一及び第六十八条の十三」に改め、「第六十八条の十二第二項」を削る。

第三十八条の二第八項第五号中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

二 第二十二条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の四の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十七条の二第二項の改正規定、同法第十三項の改正規定、同法第十七条の三第一項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二十五条の二第二項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同法第二十五条の三第一項の改正規定及び同条第五項の改正規定附則第一条第五号ネ中「第二十二条及び附則第九十三条」を「第二十二条の二及び附則第九十二条の二」に改め、同条に次の一号を加える。

八 第二十二条中東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

第二条第三項第十三号の次に二号を加える
改正規定、同法第十条の二の改正規定、同
法第十条の三の改正規定、同法第十七条の

二第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十一項

の改正規定、同法第十七条の三第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第二

十五条の二第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同

条第十二項の改正規定、同法第二十五条の三第二項の改正規定、同条第三項の改正規

定及び同法第三十八条の二第八項第五号の改正規定並びに附則第九十三条の規定公

布の日又は東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律の一

部を改正する法律(平成二十三年法律第
号)附則第一条第一号に定める日のい

附則第九十三条中「第二十二条」を「第二十一
条の二」に改め、同条を附則第九十二条の二と
し、同条の次に次の二条を加える。
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法
律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う
経過措置)

第九十三条 第二十二条の規定による改正後の
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律
の臨時特例に関する法律(以下この条において
「新震災特例法」という。)第十条の二及び第十
条の三の規定は、附則第一条第八号に定め
る日の属する年分以後の所得税について適用
し、同日の属する年分前の所得税について
は、なお従前の例による。

2 新震災特例法第十七条の二第八項から第十
一項まで並びに第十七条の三第二項及び第三
項の規定は、附則第一条第八号に定める日以
後に確定申告書等の提出期限が到来する法人
税について適用し、同日前に確定申告書等の
提出期限が到来した法人税については、なお
従前の例による。

3 新震災特例法第二十五条の二第九項から第
十二項まで並びに第二十五条の三第二項及び
第三項の規定は、附則第一条第八号に定める
日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来
する法人税について適用し、同日前に連結確
定申告書等の提出期限が到来した法人税につ
いては、なお従前の例による。

附則第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

附則第九十六条の次に次の二条を加える。
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法
律の臨時特例に関する法律の一部を改正する
法律の一部改正)

第九十六条の二 東日本大震災の被災者等に係
る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一
部を改正する法律(平成二十三年法律第
号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第二項中「一年」を「五年」に改

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置) 第九十六条の三 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第十八条第二項の規定は、施行日以後に新国税通則法第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する酒税について適用す
る。

するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

策を実施するための必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第五二条第二項第四号「和解特別措置法第六十八条の九第一項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)。以下この号

（第二項並び第三項は、前項の規定に依る。）この規定において「震災特例法」という。第二十五条の二第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項

第二項及び第三項並びに第二二三条の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項に依り、「第六十八条の十五の三第一項後段

〔の下に「震災特例法第十五条の四第一項の規定、一を加え、二れ二を二れ二に改め

規定「在用者による機械による機械による」とある。

同規第一項の「総括課税の構造に付随する」とは、該規の構成上、該規の構造を規定するものと解されるべきである。したがつて、該規の構造を規定するための所得税法等の一部を改正する法律附則第一條第三号二の改正規

定中「附則第一条第三号ニ」を「附則第一条第三号ホニ」に改める。

第一十二条 附則第一条第二号に定める日が東日 (調整規定)

本大震災からの復興のための施策を実施するためには、必要な財源の確保に関する特別措置法の施

行の日以後である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と

する。

第五十二条第二項第四号中「租税特別措置法第六十八条の九第一項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。)第二項及び第三項並びに第二十五条の二項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項に改め、「第六十八条の十五の三第一項後段(の下に「震災特例法第二十五条の四第一項の規定」を加え、「これに」を「これらに」に改める。」

第五十二条第二項第四号中「租税特別措置法第六十八条の九第一項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。)第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項後段(の下に「震災特例法第二十五条の四第一項の規定」を加え、「これに」を「これらに」に改める。」

第五十二条第二項第四号中「租税特別措置法第六十八条の九第一項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。)第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項後段(の下に「震災特例法第二十五条の四第一項の規定」を加え、「これに」を「これらに」に改める。」

理由

東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るために、所得税法その他の国税関係法律の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年十二月一日印刷

平成二十三年十二月五日發行

衆議院事務局

印刷者

國立印刷局

A